平成２１年（フ）第１１１５８号
東京都江東区大島５丁目31－２
破産者　手島　有子
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第２１７９１号
東京都福生市大字福生2251－１－401
破産者　清水　　訓
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２９９６号
東京都台東区東上野１丁目14番９号　中島ビル４階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目50番11号
破産者　株式会社アレックス
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８９６５号
東京都江戸川区東葛西４丁目４－１－930
破産者　加藤　政之
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９１６２号
埼玉県新座市野火止１丁目13―26―202、開始決定時の住所埼玉県新座市畑中３丁目１―15―401
破産者　後藤　榮幸
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９３８４号
東京都台東区柳橋１丁目７番２号
破産者　株式会社セリーヴ
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０７５１号
東京都江戸川区東葛西６丁目18番８号
破産者　株式会社エス・ケー・シー
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０７５２号
三重県三重郡菰野町大字潤田771－４、開始決定時の住所東京都江戸川区臨海町２丁目３―14―701
破産者　黒田　和文
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３９号
東京都練馬区桜台１丁目20番地
破産者　株式会社丸藤
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７６号
東京都新宿区西落合１丁目27－４
破産者　岡野　　武
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７７号
東京都杉並区井草２丁目20―10
破産者　内藤みどり
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８７８号
東京都杉並区井草２丁目20―10
破産者　大角　路子
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８１号
東京都多摩市東寺方１丁目３番21号の202号室
破産者　株式会社ＢＩＧｕｐ
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９８２号
岐阜県各務原市山脇町７丁目168番地
破産者　伽音有限会社
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２５０５号
兵庫県相生市那波野２丁目10―17
破産者　慈幸　一樹
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２７９２号
東京都渋谷区神宮前５丁目47番10号　ナオイビル202
破産者　ネオパル株式会社
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１８１号
神奈川県横浜市金沢区並木１―15―１―401、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区笹下５丁目11－８―304
破産者　福嶋　博明
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４２４号
埼玉県さいたま市桜区田島６丁目２－７－503
破産者　溝田　幸生
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８２３号
埼玉県三郷市早稲田５丁目21－７―103、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田８丁目11―24
破産者　濱島　篤司
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８２４号
埼玉県三郷市早稲田５丁目21－７―103、開始決定時の住所埼玉県三郷市早稲田８丁目11―24
破産者　濱島　律子（旧姓松田）
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５２４９号
神奈川県大和市南林間８丁目５－８
破産者　大根　英一
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部